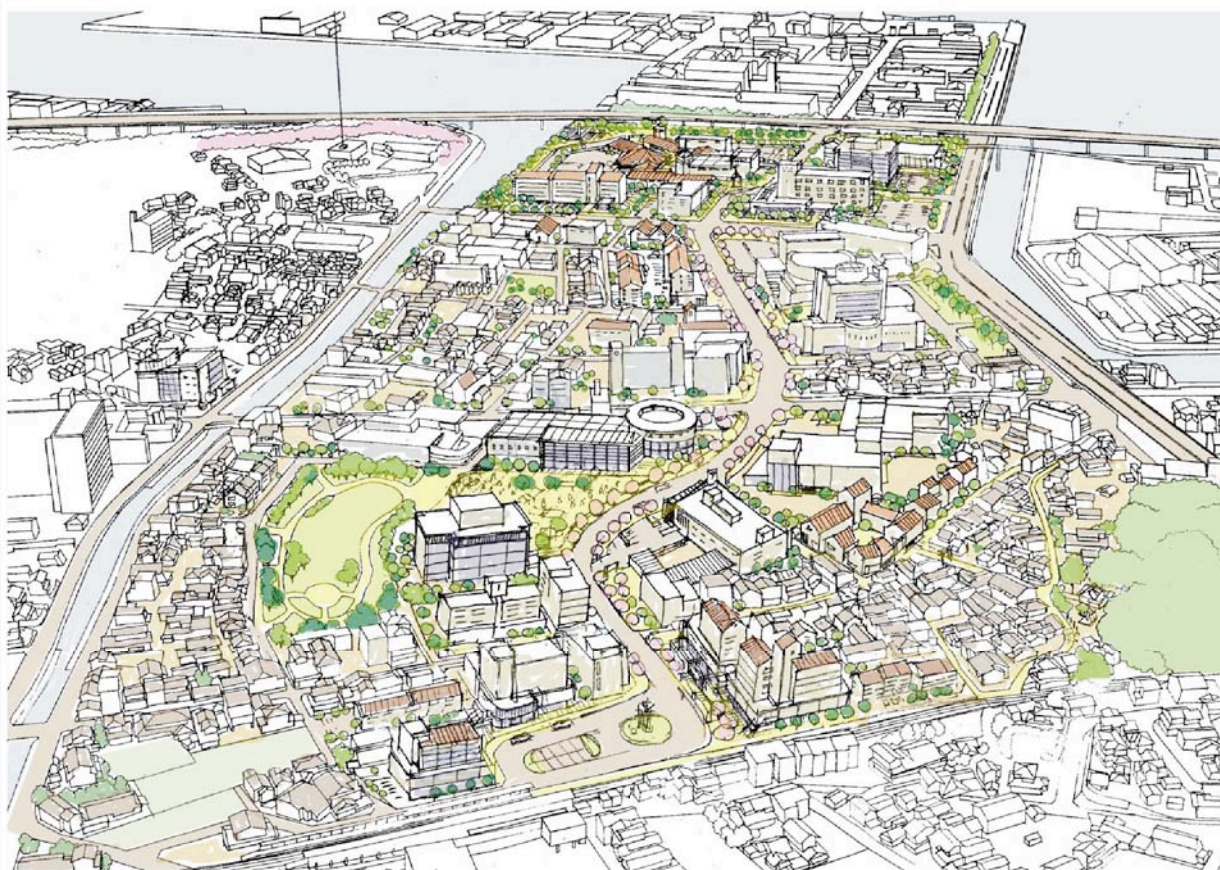


新しいタウンセンターの形成に向けて

～廿日市市シビックコア地区整備計画～
《概要版》



平成 22 年 11 月
廿 日 市 市

■廿日市市の都市づくり

廿日市市は広島市の西隣に位置する人口約11万8千人（平成22年10月現在）の都市です。平成の大合併により3町1村と合併し、広島都市圏西部地域の拠点都市として発展を続けています。

廿日市市では、新しい都市の中心として、広域的な交通条件に恵まれた新宮地区において、タウンセンターゾーンの形成を目指してまちづくりを進めています。当地区には、廿日市市役所、廿日市市文化センター（さくらぴあ）、廿日市市総合健康福祉センター（あいプラザ）、廿日市市商工保健会館等の中心的施設が立地しています。また、広電廿日市市役所前駅から廿日市市役所に至るシンボル道路（都市計画道路平良駅通線、市道榎之窪1号線）の整備や、都市計画公園（新宮中央公園）の整備を進めてまいりました。



■タウンセンターゾーンの整備構想

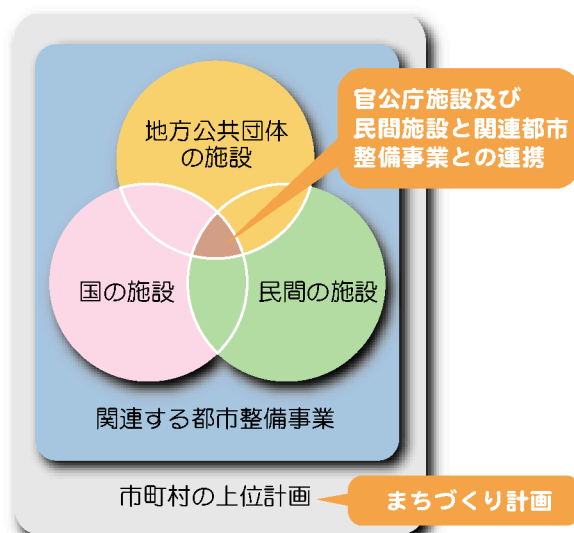


■シビックコア地区整備の必要性

廿日市市が広島都市圏西部地域の拠点都市としての役割を果たしていくためには、広域的な拠点機能を適正に配置し、効率的で利便性の高いサービスを提供していく必要があります。また、多くの人々が集まるシンボルゾーンにふさわしい都市的な賑わい、快適な都市空間、良好な都市景観を備えた拠点の形成を図っていくことが必要です。

このような背景から、廿日市市では国や市などの公共施設と民間施設、関連都市整備事業が連携し、更に一体的なタウンセンターゾーンの形成を図っていく重点地区としてシビックコア地区を設定し、「シビックコア地区整備計画」を策定しました。

※「シビックコア地区整備制度」は、地域の特色や創意工夫を活かした街づくりを支援する制度です。また、この制度は、地域の人々の安全で豊かな生活を支える官公庁施設を、民間施設等と連携して、そこで暮らす人々の利便性の向上を図りつつ、関連する都市整備事業との整合を図った計画を策定することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区形成の推進を目指しています。

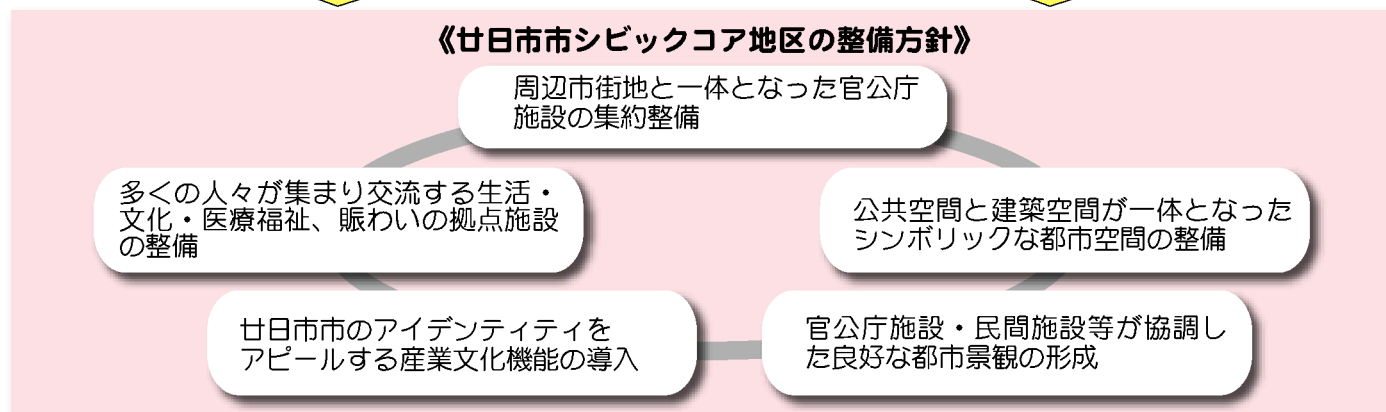
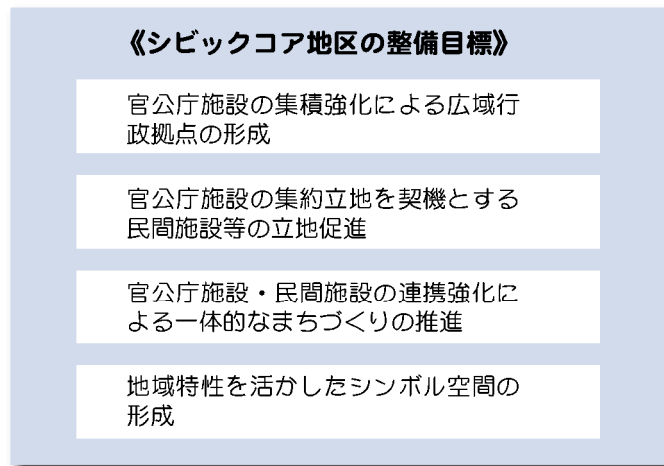
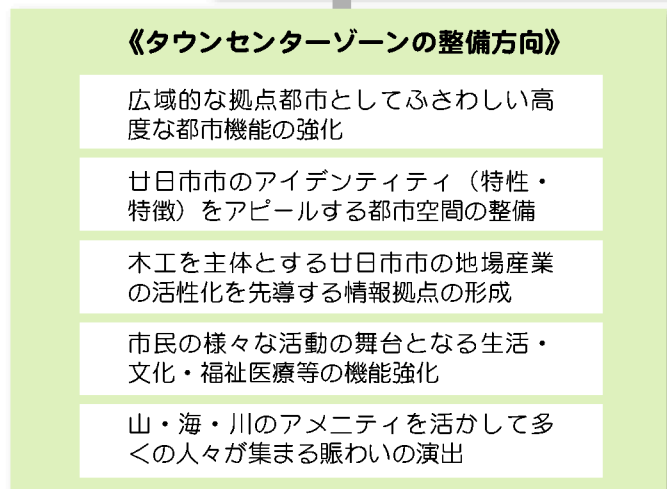
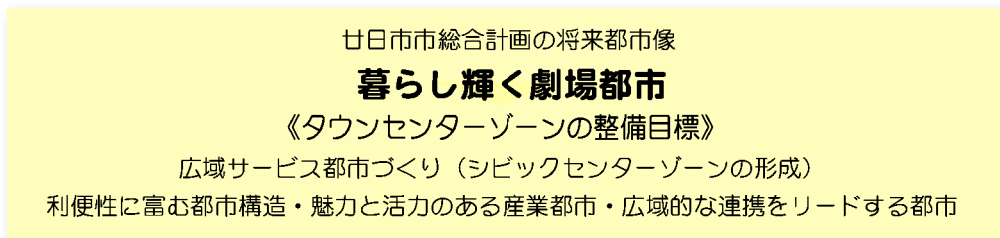


●シビックコア地区整備制度

■シビックコア地区整備の考え方

(平成16年9月策定時における整備方針)

廿日市市の都市形成の方針、タウンセンターゾーンの整備方向、制度の趣旨を踏まえたシビックコア地区整備の目標から、シビックコア地区整備の基本的な考え方を次のとおり設定します。



■ 廿日市市シビックコア地区整備計画の概要

1. シビックコア地区の区域

- ①地区の名称 廿日市市シビックコア地区
- ②地区の所在地 廿日市市新宮一丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、本町
- ③地区の位置及び規模 「廿日市市シビックセンターゾーン整備構想」の対象区域のうち、都市機能ゾーン及び賑わいゾーンとして位置づけられたゾーン。面積約31.8ha

2. シビックコア地区整備の基本方針

①シビックコア地区の整備目標

廿日市市のシンボルとなる新しい都心、広域サービス都市づくり（シビックセンターゾーンの形成）を目指し、シビックコア地区の整備の目標を次のとおりとします。

- 官公庁施設の集積強化による広域行政拠点の形成
- 官公庁施設の集約立地を契機とする民間施設等の立地促進
- 官公庁施設・民間施設の連携強化による一体的なまちづくりの推進
- 地域特性を活かしたシンボル空間の形成

②官公庁施設と民間建築物等の連携に関する基本方針

- 1) 官公庁施設の集約による新しい都心の形成を進めます。
- 2) 新しい文化・交流拠点の形成及び健康的で文化的な生活を支援する都市拠点の形成を進めます。

③空間構成、景観形成及び緑化修景に関する基本方針

- 1) 新しい廿日市市の拠点地区にふさわしい、シンボリックな都市空間を創出します。
- 2) 山・海・川のアメニティを生かして、多くの人々が集まる賑わいの場を創出します。

●シビックコア地区整備の基本方針



3. 官公庁施設と民間施設の配置及び連携に関する事項

シビックコア地区においては、官公庁施設の整備と民間施設の整備を相互の連携をとりながら一体的に推進し、拠点地区にふさわしい都市機能の集積を高めるとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

①シビックコア地区の核となる官公庁施設	施設名		所用面積	備考
	国関連施設	廿日市地方合同庁舎 広島法務局廿日市支局、廿日市税務署、 廿日市労働基準監督署が入居 廿日市郵便局(民営化前)	約4,200㎡ 約3,790㎡	平成20年完成 平成15年完成
市関連施設	廿日市市総合健康福祉センター	約8,320㎡	平成14年完成	
	廿日市市商工保健会館	約3,050㎡	平成15年完成	
	廿日市市役所・文化センター	約24,000㎡	平成9年完成	
②シビックコア地区に導入が必要な民間建築物等の機能及び導入目的	導入機能	導入目的		
	交通結節機能	通勤通学、シビックコア地区利用者等に対応した交通利便性の向上 広域的な交通条件や海からのアクセスを活かしたターミナル機能の強化		
	業務機能 商業・文化機能	官公庁施設関連の業務・サービス機能の強化 シンボルロード沿道のにぎわいを創り出す魅力ある商業施設 水辺のアメニティを活用した商業・飲食施設		
	居住機能	利便性の高い住宅地としての立地条件を活かした市街地整備の誘導 地域のアメニティ資源を活かした個性あるまちなみの形成		
③公衆の利便の向上及び賑わいの増進	1) 交通環境の利便性の向上を図るため、広電廿日市市役所前駅の整備やバス路線の整備、各施設における駐車場の確保や官公庁施設駐車場の休日開放等について検討する。			
	2) 新宮中央公園等の公共空間及びセットバック空間等により、賑わい空間が連続する歩行者ネットワークを形成する。			

■官公庁施設・民間施設等



●廿日市郵便局



●廿日市市役所・文化センター



●廿日市市総合健康福祉センター（あいプラザ）



●廿日市地方合同庁舎

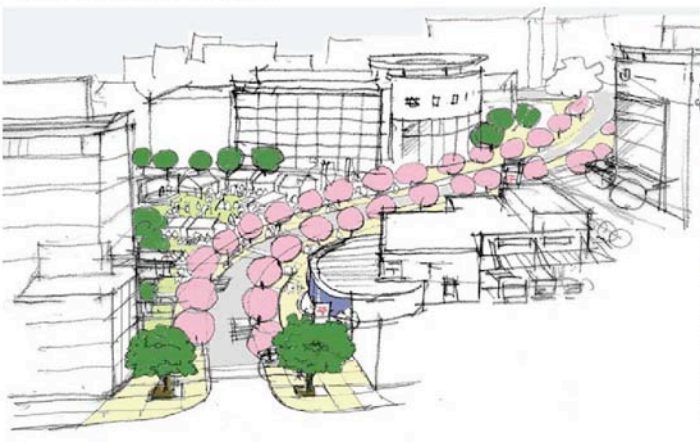
4. 空間構成、景観形成及び緑化修景に関する事項

シビックコア地区を構成するゾーン毎の立地条件、機能配置等の特性を活かして公共空間・公共施設等の整備と民間の建築活動等を一体的に推進し、シビックコア地区にふさわしい空間構成、景観形成及び緑化修景を進めます。そのため、それぞれのゾーンの特性に応じて地区計画を定め、適正な誘導を行います。

■ゾーンごとの区間構成、景観形成及び修景緑化の方針

		空間構成	景観形成及び緑化修景
国道2号北ゾーン	広電廿日市市役所前駅周辺	○ターミナルとしての立地条件を活かして商業・サービス施設等を配置する。	○駅前広場と一体となった玄関口にふさわしい街並みの形成
	ふれあい通り沿道	○公共施設等を主体に、道路空間、公園、敷地内空地等を一体的に配置し、廿日の市などの日常的なイベントの場として活用する。	○緑豊かなシンボル軸として、都心にふさわしい風格ある街並みの形成
国道2号南ゾーン		○シンボルロード沿道の賑わいを演出する商業・サービス系施設、文化施設利用者関連施設等を配置する。	○公共空間の景観整備、沿道建築物のセットバック・用途の誘導等による「都市軸」にふさわしい沿道の魅力づくり
臨海ゾーン		○水面貯木場及び周辺の再開発により新しい水辺の賑わいスポットを形成する。 ○にぎわいをもたらす商業業務系施設や木工業の活性化のための拠点施設の立地を誘導する。	○大規模な敷地を活かした、オープンスペースの確保、ゆとりある魅力的な街並みの形成

■空間構成の考え方



●国道2号北ゾーンの空間イメージ



●ふれあい通り沿道の活用（廿日の市）



●国道2号南ゾーンの空間イメージ



●臨海ゾーンの空間イメージ

5. 関連都市整備事業に関する事項

シビックコア地区のまちづくりを進めるため、官公庁施設等の整備と併せて関連都市整備事業を一体的に推進します。

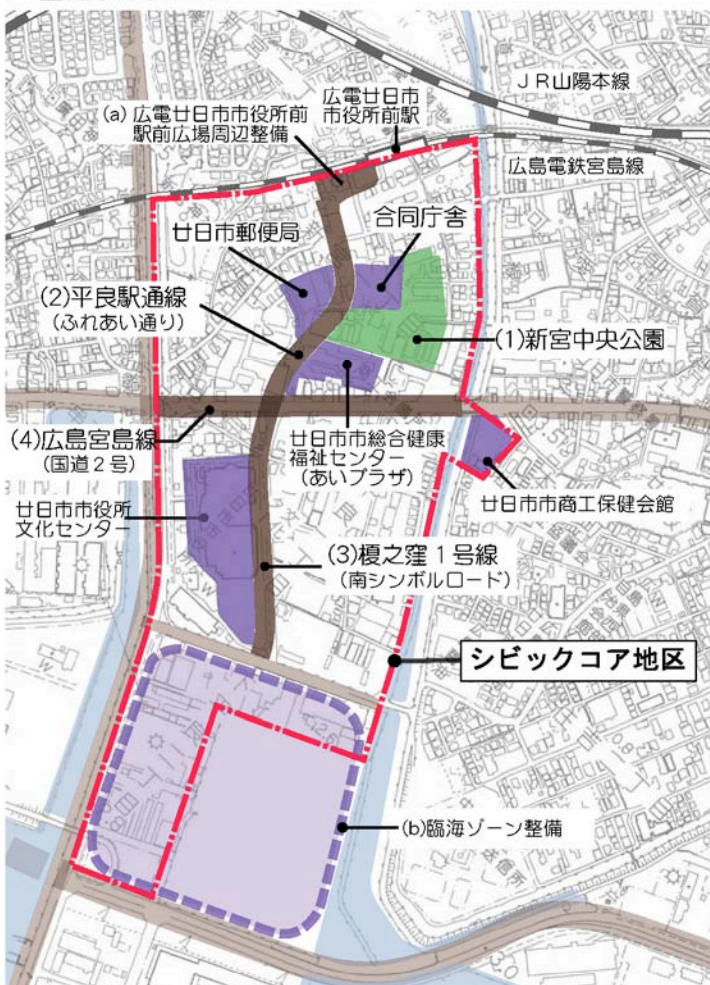
①関連都市整備事業の概要

事業名	主体	事業概要	実施年度	シビックコア地区との関係
(1) 都市計画公園 新宮中央公園	市	面積 13,024㎡	平成10～16年度	良好な都市環境の形成 防災機能の強化
(2) 都市計画道路 平良駅通線	市	延長約310m 幅員2.0m 駅前広場 約3,200㎡	平成9～18年度	都市基盤整備
(3) 市道 榎之窪1号線	市	延長約330m 幅員1.2m	第1期：平成9年度 第2期：平成20年度	都市基盤整備
(4) 都市計画道路 広島宮島線（国道2号）	県	延長約370m 幅員1.6m	～平成24年度完成予定	都市基盤整備

②その他関連事業の概要

事業名	主体	事業概要	実施年度	シビックコア地区との関係
(a) 広電廿日市市役所前 駅前広場周辺整備	民間	広電廿日市市役所前駅ホーム等整備 駅前広場周辺の街並み整備	平成16年度～平成18年度	良好な都市環境の形成 バリアフリー化
(b) 臨海ゾーン整備	市	公有水面埋立事業等	平成20年度(埋立着手) ～平成23年度未完成予定	都市基盤整備

■整備事業位置図



●広電廿日市市役所前駅の整備イメージ



●新宮中央公園の整備イメージ

6. 計画推進のために

シビックコア地区計画の推進に向けて、以下の取り組みを進めます。

1) パートナーシップの確立

○国・県・市・地元代表者等をメンバーとする「廿日市市シビックコア地区整備推進連絡協議会(仮称)」を設置し、本地区の総合的かつ一体的な整備を推進するための検討を行います。

2) 長期的な土地利用計画の検討

○廿日市市シビックコア地区の整備を契機として、広域的な拠点にふさわしい都心地区の形成を進めていくため、長期的な土地利用転換の方向について検討するとともに、必要な法規制等の見直し(土地利用の方針に合わせた用途地域・臨港地区の見直し等)について検討していきます。



整備前のシビックコア地区

新しいタウンセンターの形成に向けて
～廿日市市シビックコア地区整備計画～
《概要版》

平成22年11月

廿日市市建設部都市・建築局都市計画課

☎0829-20-0001 fax 0829-31-0999